

物 品 売 買 契 約 書

鹿児島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、物品売買契約を次の条項により締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 売買の目的

品 名	品質（種類，形状，規格等）	数量	単位	単価	金 額	備 考
合 計						

(2) 売買代金 一金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 ）

(3) 納入期限 年 月 日

(4) 納入場所

(5) 契約保証金

（納入の終了の通知）

第2条 乙は、物品の納入を終了したときは、納品書をもって、その旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第3条 甲は、前条の納品書を受領したときは、その日から10日以内に、乙又はその代理人の立会いのもとに、検査をするものとする。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に合格したときは、甲は、現品を受領するものとする。

4 検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

（危険負担）

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第5条 納入された現品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、それが甲の過失による場合を除き、乙は、甲の指定する期日までにこれを良品と交換するものとする。

2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、現品納入後12箇月間とする。

(売買代金の支払時期)

第6条 甲は、検査が完了し、現品を受領した後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に売買代金を支払うものとする。

(契約の変更)

第7条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価に著しい変動を生じ、そのため売買代金の額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して売買代金の額を変更することができる。

2 乙は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して、その期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、甲は、必要があると認めるときは、この契約の内容に重大な変更を及ぼさない範囲において、この契約を変更することができる。

4 前項の規定により甲が契約を変更したことにより乙に損害を生じたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(納入遅延に対する遅延利息)

第8条 乙がその責めに帰すべき理由により納入期限までに物品の全部又は一部を納入しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、売買代金の額から甲が既に受領した部分に相応する売買代金の額を控除した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して年2.5パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第9条 甲がその責めに帰すべき理由により第6条に規定する期間内に売買代金の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払売買代金の額に対して年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(権利義務の譲渡等)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たとき、又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4第1項に規定する流動資産担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

- (1) 第1条第3号に定める納入期限又は第5条第1項の指定する期日までに良品を納入しないとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - イ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあつては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしていると認められるとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、売買代金の額の100分の10に相応する額を違約金として、甲の指定する日時までに、支払うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、甲が既に受領した部分があるときは、これを甲の所有とすることができる。この場合において、甲は、当該部分に相応する売買代金の額を乙に支払うものとする。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(契約に関する紛争等の解決)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保持する。

年 月 日

甲 鹿児島県
契約担当者
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 塩田 康一

印

乙 住所
名称
氏名

印